

ID: 862

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課 高齢福祉係

|  |                 |         |       |
|--|-----------------|---------|-------|
| 処分の概要  | 入所措置費用の徴収       |         |       |
| 法令名<br>根拠条項  | 老人福祉法 第28条第1項   |         |       |
| 法令番号   | 昭和38年法律第133号    |         |       |
| <b>【基準】</b><br>法第28条第1項の規定による。<br>(費用の徴収)<br>第28条 第10条の4第1項及び第11条の規定による措置に要する費用については、これを支弁した市町村の長は、当該措置に係る者又はその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。 |                 |         |       |
| 備考   |                 |         |       |
| 設定年月日  | 平成 28 年 7 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |